

## 令和2年度第1回幕別町使用料等審議会議事録

### 1 開催日時

令和3年1月29日（金）19：00～21：10

### 2 開催場所

幕別町役場3階 会議室3-A・B

### 3 出席委員（12名）

加藤委員、橋坂委員、杉山委員、荒木委員、高橋委員、岡田委員、山田委員、  
宮本委員、浦島委員、國安委員、坂本委員、松本委員

※森委員、和田委員、前野委員は欠席

### 4 審議

幕別町使用料・手数料の見直しに関する基本方針(案)について

### 5 事務局出席者

幕別町企画総務部長	山岸 伸雄
企画総務部政策推進課長	白坂 博司
” 政策推進課副主幹	鳴海 走也
” 政策推進課副主幹	佐々木 哲也

### 6 傍聴者

なし

## 7 議事録

(企画総務部長)

予定の時間となりましたので、ただ今から開催させていただきます。

本日は、雪が降り足元が大変悪い中、夜分にも関わらず、お集まりいただきましたこと、誠にありがとうございます。

さらには、昨年6月の使用料等審議会委員の決定から、本日の第1回審議会開催まで、大変期間を要しましたことにつきまして、心からお詫び申し上げたいと思います。

それでは、幕別町使用料等審議会の開会に先立ちまして、皆様に町長から委嘱状を交付させていただきます。

お名前をお呼びいたしますので、その場でご起立願います。

(町長から各委員へ委嘱状を交付)

(企画総務部長)

また、和田委員、前野委員及び森委員につきましては、都合により欠席となっておりますので、ご報告させていただきます。

それでは、ただ今から令和2年度第1回幕別町使用料等審議会を開会いたします。

開会にあたりまして、飯田町長からご挨拶申し上げます。

(飯田町長)

酷い大雪になってしまいました。

このように足元の悪い中、本日の会議に出席いただきまして、誠にありがとうございます。

さらには、今回の使用料等審議会の委員を快くお引き受けいただき、重ねてお礼申し上げます。

今年も新しい年になって、1月が終わろうとしているわけではありますが、この一年は本当にコロナ対策に追われた年でありました。

昨年の1月28日に北海道で初めての感染者が出ました。

そこから一年が経過したわけですが、2月には道独自の緊急事態宣言などもあり、日々の感染者は日によって波を打ちながら、11月からは非常に猛烈な勢いで感染が広がって、ようやくここにきて、北海道内、全国も落ち着き始めているのかな、そんな兆しが見えてきたところでもあります。今、国の予定では2月下旬から医療関係者のワクチン接種が始まって、高齢者の

方については、接種が4月くらいになるであろうという予定であります。

このようなスケジュールでいくと、本町においては概ね11月いっぱいくらいまで接種がかかる予定であり、知見によると8割の方が抗体を持つとウイルスが死滅してしまうとのことなので、やはり終息するのは今年いっぱいにはかかるのかな、そのような感じがしているところであり、引き続き皆さんには感染予防対策にご協力をお願いしたいと思うところであります。

さて、今回の使用料等審議会であります。本町においては昭和62年から行政改革に取り組んでおり、その際に第1次の行政改革大綱を策定いたしました。

以降、今の計画が平成28年にできた第4次の行政改革大綱でありまして、その中で39項目の項目立てをして、様々な行政改革に取り組んでいるところでありますし、またこの間、平成18年2月6日には忠類村との合併をし、最大の行革と言われる市町村合併を経て、今日に至っているところであります。

合併から間もなく15年が経とうとしており、合併による財政的なメリットも消失してしまっており、将来にわたって安定的な財政運営をしていくためには、行政改革、特に利用者負担の見直しが必要となってくるのが現状であります。

今の行政改革大綱、前期の推進計画が今年度で終わり、今まさに令和3年度からの5か年の推進計画の見直し作業を行っているところであります。

前期の39項目の推進計画の中に、「使用料・負担金等受益者負担の見直し」あるいは「公共施設使用料減免の見直し」といった項目が掲載されているわけですが、この推進計画、平成12年に作成されました。

それまでは行政改革大綱一本の中で、取り組む内容について記載されていましたが、今の表のかたちで、何年に何をやるという具体的な推進計画を作成したのが、平成12年でありましたが、実は、その時から今申し上げた使用料受益者負担の見直しであったり、減免の見直しは計上されていたわけですが、なかなか町民の皆さんに負担を求めるということは難しいことでありまして、今日までそのまま何ら見直しがされずに、今日に至ったという経過があります。

しかしながら、先ほど申し上げたとおり、合併の財政メリットもなくなる、更には毎年財政運営が厳しくなる中では、ある一定の受益者負担をいただかなければならない、ということが一つと、さらには町民の間で身近に公共施設があってもいつでも簡単に使える方と、そこまで行くのに車で30分かかるとなると、自ずと利用頻度が違ってくるわけで、おそらく車で30分かかるとなると年に1回も使わない状況にあると思われ、そういったサービスを楽しむ人とできない人の町民間の不公平というのもあるので、これを使用料を負担していただくことで、不公平感を緩和していく、そんな考えもあることから、今回使用料の見直しについて着手をしたわけ

であります。

本来であれば、皆さん方には個々の施設の使用料の額について諮問をすべきところだとは思いますが、実際に条例上も「町長の諮問に応じ、当該使用料等の額について審議し」というのが、この使用料等審議会の役割となっているわけではありますが、今回はお手元にある資料の基本方針についての(案)を諮問させていただいて、それが良いのか悪いのか、ということの答申をいただくとなっております。

なぜかと言いますと、この基本方針の中には、使用料の積算基準が定められておりますし、また、減免の基準というものも定められているので、この基準が良しとなれば、この基準に従って個々の施設の使用料の積算が可能である、つまり、施設の使用料の額を諮問するのと同じことになるので、基本的な考え方、基準というものを皆さんに審議していただき、それに基づいて良しとなれば個々の施設の使用料を算出することになるので、今回は基本方針(案)について諮問させていただきました。

これが従来の個々の施設の額を諮問させていただいた際と、本日との大きな違いだろうかと思っております。

それともう一つは、今までは使用料が定まっていながらも、減免基準が適用されていたことにより、ほとんどの施設で使用料がかかっていない実態でありまして、先ほど申し上げた町民間の不公平を是正するために、減免基準は原則撤廃をしたいという考え方も、実はこの基本方針の中に盛り込まれております。

もう一つ、基本方針の中では見直しのサイクル、期間についても定められており、基本方針に基づいて今後は受益者負担の見直しがルール化される、そういうような内容になっております。

中身は難しい難解なところもあるかと思いますが、十分に中身を見ていただいてご審議いただき、答申いただければありがたいと思うところです。

今後のスケジュールの中では、町としては令和4年4月1日の条例施行を目指して、その半年前である令和3年9月の議会に提案したい、そんなスケジュールで考えておりますので、時間的にはそれほど余裕のあるわけではないのですが、どうか皆さん方の慎重なご審議をお願い申し上げます、私からの挨拶に代えさせていただきます。

どうぞ、よろしく願いいたします。

(企画総務部長)

続きまして、本審議会の委員の構成につきまして、私の方からご説明いたします。

お手元にお配りしております、審議会議案5頁の審議会委員名簿と、資料12の審議会条例をご覧ください。

本審議会は、条例第3条第2項第1号の識見を有する方として、町内の商工会を始めとする各種団体から10名ご推薦いただくとともに、第2号の公募による方の5名を合わせまして、15名の方で構成されております。

本日の会議は、初めての会議でありますので、会議に参加されている方々の自己紹介をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

始めに、事務局職員から紹介させていただきます。

(事務局職員からの自己紹介)

(企画総務部長)

続きまして、委員の皆様にご自己紹介をそれぞれお願いしたいと思います。

私が名前をお呼びしますので、所属、お住まい等の自己紹介をお願いします。

(各委員からの自己紹介)

(企画総務部長)

皆様ありがとうございました。

続きまして、次第4の議事に入らせていただきますが、会長が決まるまでの間、町長が仮議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(飯田町長)

それでは、会長が決まるまで、私の方で議長を務めさせていただきます。

早速ですが議案第1号、会長の選出についてであります。

審議会の会長につきましては、幕別町使用料等審議会条例第4条第2項に基づき、委員の皆さんの互選によって決めることになっております。

どのように選出すればよろしいかお諮りいたします。

(高橋委員)

指名推薦でいかがでしょうか。

(飯田町長)

ただ今、指名推薦という意見がありました、他にありませんでしょうか。  
なければ、指名推薦により決定してよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、指名推薦により決定させていただきます。  
どなたか推薦をしていただけますでしょうか。

(高橋委員)

幕別町商工会副会長の加藤正則さんをお願いしたいと思います。

(飯田町長)

今、加藤正則さんを会長にというご意見がありました。  
他にございませんでしょうか。

それでは、会長を加藤委員に決定することに、ご異議はありませんでしょうか。

(異議なし)

(飯田町長)

ありがとうございます。  
会長には加藤委員が決定いたしました。  
それでは加藤委員、こちらの席まで移動をお願いします。

(加藤委員が会長席に移動)

(飯田町長)

それではここで、加藤会長からご挨拶をいただきたいと思います。

(加藤会長)

この度、皆様の推薦を頂きましたので、審議会の会長を引き受けさせていただきます。

不慣れではございますが、委員皆様のお力をお借りいたしまして、この勤めを果たしていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(企画総務部長)

加藤会長、ありがとうございました。

ここで、会長が決定いたしましたので、町長より諮問させていただきます。

(町長から加藤会長へ諮問)

(企画総務部長)

町長におかれましては、ここで退席させていただきたいと思います。

(町長退席)

(企画総務部長)

この先の議長は、町長に代わりまして、加藤会長にお願いしたいと思います。

それでは、加藤会長よろしく願いいたします。

(加藤会長)

それでは、引き続き議事を進めさせていただきます。

議案第2号、会長職務代理者の指名についてであります。

幕別町使用料等審議会条例第4条第4項において「会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。」となっておりますので、私の方から指名させていただきます。

会長職務代理者には、消費者協会会長であります、杉山委員にお願いしたいと思います。

よろしく願いします。

(杉山委員承諾)

(加藤会長)

ただ今、会長職務代理者として、杉山委員にご承諾いただきましたので、議案第2号については以上とさせていただきます。

続きまして、議案第3号、幕別町使用料・手数料の見直しに関する基本方針(案)について、事務局より説明をお願いします。

(政策推進課副主幹)

私の方から基本方針(案)の方を説明させていただきますが、基本方針(案)の説明の前に、本日の審議会までの経過を若干ご説明いたします。

審議会資料10をご覧ください。

本日の会議に先立ちまして、令和2年2月より、町職員で構成しております使用料等庁内検討委員会を2回、幹事会を8回開催し、皆様へお配りしております基本方針の素案を作成いたしました。

それでは、お配りしております資料を基に、幕別町使用料・手数料の見直しに関する基本方針(案)について、ご説明いたします。

お配りしております、資料1の「使用料・手数料の見直しに関する基本方針(案)」、こちちを基に説明させていただきますが、この概要を見ながら、資料2の「基本方針(案)」やその他資料を見ていただくこととなります。

少し大変かと思いますが、よろしくお願いいたします。

それでは、「概要」をご覧ください。

一番上に記載されておりますとおり、第4次行政改革大綱の推進項目に「使用料・負担金等受益者負担の見直し」及び「公共施設使用料減免の見直し」が掲げられておりました。今回は算定方法等を明確化することで料金の適正化を図るとともに、受益者負担の原則の徹底及び減免基準の見直しにより、負担の公平性・公正性を確保することを目的に、「幕別町使用料・手数料の見直しに関する基本方針」を策定するというものであります。

まず、「I 使用料について」ご説明させていただきます。

1番目「見直しの適用範囲」につきまして、早速ですが、資料2の「基本方針(案)」の2頁をご覧ください。

1番として、見直しの適用範囲を記載しております。

今回の見直しの範囲は、使用料の算定方法を明確化、ルール化する観点から、公の施設のうち、誰でも利用が可能であり、かつ、使用に伴いかかる経費であります光熱水費や人件費等実



費相当額と、使用料の関係において、一定のルールに基づき統一的な算定方法により料金設定することが可能な施設、主に貸館や貸室につきまして、使用料の見直しを行うものであります。

このことから、公営住宅など法令等により一定の基準が示されている施設、町営牧場、幼稚園、へき地保育所、学童保育所など役務やサービスの提供が伴う施設、公営企業概念から独立採算を前提とするスキー場などにつきましては、一定のルールに基づき統一的な算定方法により使用料を設定することによらないことから、本基本方針における見直しの適用除外とし、それぞれ施設の目的、性質等に応じて、個別に使用料を見直すこととしております。

このほか、公園や、体育施設のうちスケートリンクなどにつきましては、施設の形態等から利用者がどこからでも入れ、把握・管理が困難な施設であることから、現行どおり使用料を設定しないこととして、見直しの対象外とすると整理しております。

具体的な施設につきましては、次の3頁をご覧ください。

こちらに表が載っております、区分の上2つが基本方針適用施設になり、下の2つが今回のルールから外す施設となっております。

上から2つ目の基本方針適用施設の※印ですが、こちらは表の下にあるとおり、現時点において使用料が設定されていない施設であります。施設を使用する者と使用しない者との負担の公平性・公正性を確保する観点から、今回、見直し適用施設として、新たに料金を徴収する施設と考えております。

また、下の基本方針適用除外施設につきましても、あくまでも今回のルールの適用除外というだけであり、見直しを行わないわけではありませぬので、こちらの施設につきましても、料金の在り方等について個別に見直しを行ってまいります。

資料1「概要」へお戻りください。

次に2番目「算定方法の明確化」についてですが、今回、使用料の算定に当たって、下の枠にありますとおり、統一的なルールを定めることといたしました。

使用料につきましては、原価×受益者負担割合によって求めると定めており、この原価につきましては、使用することによってかかる経費のことになりまして、その経費を使用料としてお支払いいただくというものであります。

計算式の下にあります。原価に算入しない費用として、土地・建物取得費、修繕・維持補修費と記載しており、こちらについては資料2「基本方針(案)」の6頁をご覧ください。

原価に算入しない費用として、土地の取得に要した費用、建物の取得に要した費用及び修繕・維持補修に要した費用、その年度のみ一時的・臨時的に要した費用と記載しておりますが、具体的に言いますと、施設自体はそれぞれの行政目的を持って建設されたものであり、建設や

修繕等に要した費用は、全ての町民に利用の機会を提供するための費用であるとの考えから、これらについては皆で広く負担するという考えで、原価から除いております。

この維持管理費等の原価につきましては、前年度の決算額をベースとして、使用料を算定することとしております。

先ほど、資料1の「概要」の方で、使用料は原価×受益者負担割合と申し上げましたが、その受益者負担割合とは何かと申しますと、この6頁の(3)になるのですが、町が提供するサービスには、町民の日常生活に必要で、市場原理によっては提供されにくい施設から、民間においても類似の施設が存在するものまで多岐にわたっているということもあり、受益者負担の原則のみに基づき、各サービスの価格を設定することは困難であることから、施設を2つの性質に分類し、その分類ごとに「公費負担」と「受益者負担」の割合を設定するとしているものであります。

分類の仕方については下の①にありますとおり、日常生活を送る上で施設の必要性が高いものなのか低いものなのか、これを必需性、民間において提供されるなど施設に市場の代替性があるか否か、これを市場性とし、この2つの基準で分類するとしております。

具体的には、次の7頁をご覧ください。

枠の中になるのですが、縦軸を必需性、横軸を市場性としまして、2つの分類といたしました。

必需性の高いもの低いもの、市場性の高いもの低いもの、この性質により、第1分類については半分は公費で負担しましょうという考えでありまして、逆に第2分類につきましては、市場性が高いということで、受益者、利用者に全てを負担してもらいましょうということであります。

では、具体的にどのような施設がこの分類に当てはまるのかと言うと、資料の別紙1をご覧ください。

こちら「公共施設使用料の性質別分類一覧」になりまして、第1分類、第2分類として枠で囲んでありますが、先に下にあります第2分類になりますが、こちらにつきましては、白銀台スキー場宿泊ロッジとナウマン公園キャンプ場、この2つの施設は市場性が高いということで、受益者負担を100%としております。

それ以外の施設につきましては、全て第1分類の半分は公費で負担する受益者負担50%の施設として区分させていただいております。

それでは、資料1「概要」へお戻りください。

以上のように、使用料につきましては原価×受益者負担割合となりますので、第1分類であ

れば、原価×50%を使用料とすることになります。

次に3番目「算定方法」についてですが、こちらは(1)と(2)の計算式を2パターン設定しております。

(1)は貸室等の使用料の計算方法ということで、一定のスペースを貸切使用する場合の計算方法になりまして、(2)は個人利用にかかる使用料の計算方法となっております。

(1)貸室等の使用料につきましては、施設全体の原価を貸出可能面積の合計で割り、それをさらに年間貸出可能時間で割ります。

これにより1平方メートル当たりの時間単価を算出しまして、それに使用面積と受益者負担割合を掛け、最後に使用時間を掛けることで使用料を算出することとしております。

続きまして、(2)個人利用にかかる使用料の計算方法についてですが、こちらも施設全体の原価を用いまして、それを年間利用者数で割り、受益者負担割合を掛けることで使用料を算出することとしております。

具体的な例としまして、資料2「基本方針(案)」の8頁をご覧ください。

上の枠の中になります、会議室を3時間使用する場合の使用料、先ほどの(1)貸室等の使用料の例となっております。

例として集会室、会議室を備えた施設としておりまして、施設全体の原価を600万円、年間貸出可能時間を4,667時間、受益者負担割合を50%、貸出可能面積の合計が600平方メートルといった施設におきまして、会議室を3時間使用する場合の使用料はどのように計算するかということで、まず(ア)としまして、1平方メートル当たりの年間原価は、施設全体の原価の600万円を貸出可能面積の合計600平方メートルで割った1万円となります。

次に(イ)としまして、1平方メートル当たりの時間原価は、先ほどの1平方メートル当たり年間原価1万円を年間貸出可能時間4,667時間で割った2.14円となります。

次に(ウ)の貸室等の使用料になるのですが、実際に使用する会議室は100平方メートルのため、先ほどの1平方メートル当たりの時間原価2.14円に会議室の面積100平方メートルを掛け、それに受益者負担割合50%を掛けると100円となり、使用時間を3時間としているため、最後に100円に3時間を掛けました300円が使用料となります。

(ウ)の後に100円未満切り捨てとありますが、こちらにつきましては10頁をご覧ください。

一番下の③に「使用料の単位」として記載してありまして、使用料の単位は、事務の効率化を図るため、100円単位で100円未満を切り捨てとしており、また、算出した額が100円未満の場合は、0円となってしまうため、最低料金を100円として設定しております。

これからあらゆる施設で使用料を徴収することになるため、徴収する際に何十何円となると、

かなり事務的にも煩雑になるとのことから、100円単位とさせていただいた次第であります。続きまして、個人利用にかかる使用料の具体的な例となりますので、8頁にお戻りください。

下の枠の中になります。町民プールを利用する場合の使用料を例としております。

施設全体の原価を300万円、年間利用者数を4千人、受益者負担割合が50%とした場合、まず(ア)といたしまして、1人当たりの原価は施設全体の原価300万円を年間利用者数4千人で割った750円となります。

次の(イ)としまして、先ほどの1人当たりの原価750円に受益者負担割合50%を掛け、100円未満を切り捨てた300円、これが個人利用にかかる使用料となります。

貸室使用と個人利用の2種類の計算方法があるわけですが、では、どのような施設があるかと言いますと、資料3をご覧ください。

こちら「基本方針の適用施設一覧」になりまして、この表の右から3列目の「計算区分」に貸室使用、個人利用の区分を記載しております。

上からご覧いただいて、貸室使用が多いのですが、個人利用が設定される施設として、一番左の列の番号で61番の農業者トレーニングセンター、63番の幕別運動公園陸上競技場、67番の札内スポーツセンター、69番の忠類体育館、81番から86番の各町民プール、100番のナウマン公園キャンプ場、112番の老人福祉センター、これらの施設に個人利用を設定することとしております。

続きまして、資料1「概要」へお戻りください。

次に4番目「減額・免除基準の整理・統一化」ということで、3番目の算定方法と4番目の減額・免除基準の整理・統一化、この2つが行政改革大綱の推進項目となっているため、今回の見直しのポイントとなります。

使用料の減額や免除は、受益者負担の公平性・公正性を確保する観点から、政策的・特例的措置として適用を限定し、減額・免除については本当にイレギュラーな特例措置のみとして残すこととしており、さらには全ての施設において統一的な基準を設定することとしております。

具体的な基準は(1)から(3)の3つですが、まず(1) 団体等の利用にかかる基準としまして、町が自ら使用する場合、町内の保育所・幼稚園・小中学校において、町が認める行事のために使用する場合、町スポーツ少年団登録団体並びに町内の中学校及び高等学校の部活動において、本来の目的のために使用する場合、町が共催する行事のために使用する場合、これらにつきましては使用料を免除としており、他は全て使用料を徴収することとしております。

3つ目の町スポーツ少年団登録団体等につきましては、資料9をご覧ください。

こちら「町スポーツ少年団登録団体及び町内中学校・高等学校部活動一覧」になりまして、

表の左側、町スポーツ少年団登録団体として37団体、中央、町内中学校の部活動として36の部活動、右側、町内高等学校の部活動として13の部活動、これらにつきましては使用料を免除することとしております。

資料1「概要」へお戻りください。

次に(2)個人利用にかかる基準としまして、中学生以下の者が利用する場合は免除、高校生が利用する場合は一般料金の3割減額、障がいのある者が利用する場合及び介助者1名までは免除としております。

もう一つの(3)につきましては、町長等が特に必要と認める基準ということで、適用は災害対応など、公共性・公益性が非常に高く真にやむを得ない場合に限定するというように設定しております。

現在の減額・免除の状況はどうなっているかと言いますと、資料6をご覧ください。

こちら「公共施設別の使用料減免基準一覧」になりまして、表の一番左の列に施設名がありまして、右側が現在の減免基準となっております。

これらにつきましては、今回の基本方針(案)では、表の一番下にあります減免基準に統一することとしております。

続きまして、資料1「概要」へお戻りください。

一番下の5番目「適用範囲の特例」というところになりますが、先ほど、減額・免除の(1)から(3)以外は使用料を徴収すると説明いたしましたが、一つだけ特例を設定させていただきました。

内容といたしましては、行政区、公区がコミュニティ活動を目的として公共施設を使用する場合に限り、特例として使用料を免除するとしたものであります。

当初は近隣センターを想定しておりまして、近隣センターについては設置条例の中で、設置の目的がコミュニティ活動の推進を図ることとなっておりますので、行政区、公区のコミュニティ活動については免除すると考えておりました。

ここで、資料の別紙2をご覧ください。

こちら「行政区別コミュニティ活動使用施設一覧表(案)」になりまして、表にありますとおり、1行政区・公区1施設として、基本的には近隣センター運営委員会を組織している公区につきましては、その近隣センターとしておりますが、一部、どこの運営委員会にも所属していない公区がありまして、それらの公区につきましては、現在使用していると思われるコミュニティセンター等を案として設定しております。

続きまして、資料1「概要」の裏面2頁へお戻りください。

6番目「その他の基準」になりますが、(1)営利目的等の取扱いといたしましては、営利目的の場合は使用料に10割を加算、販売を伴う場合は使用料に20割を加算、入場料等を徴収する場合は、その入場料等の金額により5割から15割を使用料に加算するとしております。

これにつきましては、資料8をご覧ください。

こちら「公共施設の営利目的等による加算一覧」になりまして、左側が現行料金の加算、右側が新料金の加算となっております。

まず、営利目的で使用する場合がありますが、幕別運動公園野球場、陸上競技場、農業者トレーニングセンター、札内スポーツセンターにつきましては、現在、他の施設と異なり営利目的での加算がなく、逆に下にあります入場料等を徴収する場合は、条例で5倍の使用料、割合で言いますと40割を加算することとなっております。

次に下の入場料等を徴収する場合がありますが、こちら、町民会館や百年記念ホールにつきましては、入場料等の金額が1,000円を超え3,000円以下の場合は5割、3,000円を超える場合は10割を使用料に加算することとなっており、先ほどご説明しました野球場等につきましては、入場料等の金額に関係なく40割を使用料に加算、コミュニティセンターや近隣センターにつきましては、100円未満、500円未満、500円以上の区分により5割から15割を使用料に加算、忠類の施設につきましては500円未満、1,000円未満、1,000円以上の区分により5割から15割を使用料に加算するとなっており、各施設によってバラバラだったものを、右側の新料金に記載のとおり、全て統一することとしております。

新料金の方になりますが、営利目的で使用する場合がありますが、販売を伴わない場合は10割を使用料に加算、販売を伴う場合は20割を使用料に加算し、また入場料等を徴収する場合がありますが、入場料等の金額が1,000円未満の場合は5割、3,000円未満の場合は10割、3,000円以上の場合は15割を使用料に加算するとして、全ての施設に統一した基準を設定し、シンプルにわかりやすくすることとしております。

資料1「概要」の裏面へお戻りください。

(2)曜日、使用時間帯別による使用料の格差につきましては、利用者によっては使用できる曜日や時間帯が限定される方もいるため、曜日や時間帯による格差は設けないことといたしました。

続きまして、(3)冷暖房加算につきましては、現在、施設によっては11月から4月までの期間、暖房加算として割増料金をいただいている施設もありますが、今回の使用料の計算方法では、冷暖房に係る光熱水費は原価に算入済みのため、加算は行わないこととしております。

この他の基準につきましては、資料2「基本方針(案)」の11頁をご覧ください。

⑥として記載しております附帯設備・備品などの物品の使用料についてですが、トレーニング機器、陶芸窯、ピアノ等につきましては、施設の使用とは別に利用者の意向によって利用が可能なものであるため、現行どおり規則で別に料金を定めることとしております。

次に⑦指定管理者制度を導入している施設の取扱いになりますが、こちらは、現在指定管理者制度を導入している施設の使用料についても、本基本方針に基づき見直しを実施することとしているものであり、対象となる施設は、農業者トレーニングセンター、札内スポーツセンター、百年記念ホールの3施設となっております。

以上が、使用料についての基本的な考え方ということで、ご説明させていただきました。続きまして、手数料の説明になりますので、12頁をお開きください。

1番目「見直しの適用範囲」になりますが、今回の見直しの範囲は、手数料の算定方法を明確化、ルール化する観点から、手数料のうち、提供する役務に要する経費の人件費など手数料の関係において、一定のルールに基づき統一的な算定方法により料金設定することが可能なものといたします。

考え方は使用料と同じになりますので、戸籍等交付手数料など法令等により料金が決められているもの、水道事業等地方公営企業法に基づき、独立採算を運営原則とするもの、北海道からの権限移譲の際に標準手数料等が示されているもの、近隣自治体と均衡を図り決定している建築関係手数料などにつきましては、現行どおり、それぞれの目的、性質等に応じて、個別に手数料を見直すこととしております。

具体的な手数料につきましては、次の13頁をご覧ください。

こちら、表のとおりとなっております。上の基本方針適用手数料が、今回のルールに基づく見直しの対象となり、下の基本方針適用除外手数料が、ルール外ということで、それぞれの手数料ごとに見直しを検討していただく手数料となります。

それでは、資料1「概要」へお戻りください。

「Ⅱ 手数料について」の2番目「算定方法」になりますが、手数料につきましても、使用料と同じく原価について負担していただくこととなっております。

計算式といたしましては、まず、時間当たりの人件費単価に1件当たりの事務処理時間を掛け、人件費を算出します。

その人件費に、1件当たりの物件費と1件当たりのその他必要経費を加えたものが、手数料となります。

具体的な例としまして、資料2「基本方針(案)」の15頁をご覧ください。

中央の枠の中になります。住民票の写しの交付をする場合の手数料となりますが、まず時間

当たりの人件費単価につきましては、上にある※印をご覧ください。

人件費単価は、算定を行おうとする年度の前年度の係長職から主事補職の平均単価を統一単価としており、この例では3,046円となっております。

枠の中に戻っていただきまして、次に1件当たりの事務処理時間を6分、1件当たりの物件費が7円とした場合、まず(ア)といたしまして、1件当たりの人件費は人件費単価3,046円に6分を時間に直した0.1時間を掛けまして、305円となります。

次の(イ)としておりますが、1件当たりの人件費305円に、1件当たりの物件費7円を加えた312円が手数料となります。

例としました手数料の金額は、312円となったわけですが、この手数料は何円単位になるのかと申しますと、下の(5)手数料の単位をご覧ください。

現在の手数料の単位は、円単位のものから千円単位のものまで、かなり幅広く設定されておりました。それらを全て統一することは難しいとの考えから、手数料の単位につきましては、それぞれ算定した金額を基に、その手数料の性質等により合理的な単位とすることとしております。

ですので、住民票の写しの交付であれば、現在250円となっておりますので、50円または100円単位とすれば、312円が300円と整理されます。

資料1「概要」の裏面へお戻りください

頁中ほどにあります3番目「減額・免除」についてであります。これも単位と同様に使用料と考え方が違ひまして、手数料につきましては、それぞれ目的や性質等が異なっており、行政サービスごとに性格に沿った減免措置が必要であることから、現行どおり、それぞれの条例の規定において取り扱うこととするとしております。

現在の減額・免除の状況はどうなっているかと言いますと、資料7をご覧ください。

こちら「手数料別の減免基準一覧」になりまして、表の一番左の列にそれぞれ手数料がありまして、右側が現在の減免基準となっております。

例えば、一番上の幕別町手数料条例で言いますと、生活保護法の適用を受けている者からの請求があったときは「免除」となっておりますが、これを全ての手数料に適用してしまうと、それぞれの目的や性質に関係なく、全てが無料となってしまうため、やはり手数料については目的ごとに減額・免除を設定すべきとの考えから、先ほどのような説明となったものであります。

資料1「概要」の裏面へお戻りください。

続きまして頁中央、「Ⅲ 見直しの対象、新料金の適用時期、定期的な見直し及び町としての



努力」ということで、こちらは使用料・手数料の両方に共通する考え方となっております。

まず1番目「見直しの対象」になりますが、見直しをするに当たって、ごくわずかな乖離に基づき、頻繁に使用料・手数料の見直しを行うことや、大きな乖離が生じるまで見直しを見合わせ、後に大幅な見直しを行うことは、住民に過度な負担や混乱等を招く恐れがあるため、理論上の適正料金、新料金のことになりますが、それと現行料金を比較し、概ね20%以上の乖離が生じているものを対象とするとしております。

例えば、仮に10%以上とすると頻繁な料金の改正により、住民が混乱することも考えられるということで、20%と設定したところであります。

次に2番目「新料金の適用時期」についてですが、本基本方針に基づく新たな使用料・手数料の適用時期は、令和4年4月を予定しております。

次に3番目「見直しの時期」についてですが、町民ニーズや施設の維持管理等に要する費用の変化等を的確に把握し、現行の使用料・手数料が適正か否かを検証するため、行政コスト計算、これは使用料等の算定の基になる原価計算のことを言います、その行政コスト計算は毎年行い、その結果、現行料金と比較して概ね20%以上の乖離が生じている使用料・手数料について、見直しを行うこととするとしております。

このため、何年か置きに見直しをするのではなく、毎年行政コスト計算を行い使用料等を算出し、前年度と比較して20%以上乖離があったものについて、料金を見直すこととなります。

次に4番目「サービスの充実、利用者拡大施策の実施と経費削減の努力」についてですが、町は、「効率的な施設運営及び事務の効率化による受益者負担の軽減」と「サービス内容の拡充と稼働率の向上」の両面を目指していく必要があることを認識し、サービス向上と経費節減、各施設の情報提供や利便性の向上による稼働率の向上に向け、積極的に取り組んでいくこととするとしております。

最後に「IV 町民負担の急激な上昇などを防ぐための方策、激変緩和措置」になりますが、使用料・手数料の見直しに伴う町民負担の急激な増減を抑制するため、現行料金より著しく高額になるときは、原則、現行料金の1.5倍を限度とし、また、現行料金が無料、若しくは料金が未設定となっているときは、原則、理論上の適正料金、算出した新料金の50%を限度といたします。

ただし、見直し後の料金が、民間や周辺自治体に比べて著しく高額となり利用率の低下が見込まれる場合、または、著しく低額となり民間の営利事業を圧迫することが見込まれる場合などは、料金の見直しを調整することとすると考えております。

大変長くなり申し訳ございませんでしたが、以上で「幕別町使用料・手数料の見直しに関す

る基本方針(案)」のご説明とさせていただきます。

(加藤会長)

ただ今、事務局より説明をいただきましたが、質問やご意見がありましたら、発言をお願いいたします。

何か質問やご意見はありませんか。

(高橋委員)

基本方針の中で、受益者が負担するという言い方をしていますけども、その受益者を町民と町民以外と分けては考えていないということでしょうか。

(政策推進課副主幹)

今回の基本方針作成にあたりまして、十勝管内の色々な自治体の料金を参考にさせていただいております。

調べた結果、近隣1市2町、その他の自治体も含めまして、町内町外と料金を分けてる施設が少ないものですから、今の基本方針としては町民、町民以外と分けるという設定はしておりません。

(政策推進課長)

持ちつ持たれつという部分もあるというところと、あとは、例えば町民外と町民と区別をするとなると、利用された方皆さんの住所確認をしなければならなくなるということがありまして、例えば団体で利用した時に、10人いるうちに何人町外がいればどういった設定をするのか、8人が町外でした2人が町民でした、また、その逆など色々なパターンがあって、そうした時にどういったかたちで設定するのか、要は今回ルール化するということがあったものですから、極力料金設定をシンプルにしたいと考えておりまして、わかりやすいかたちでの設定というのがあったということと、先ほど言いましたけれども、確認の方法がかなり煩雑化するのではないかとことを考えまして、近隣状況も含めて今回は差をつけないということで考えさせていただいております。

(高橋委員)

基本方針ですから、特にあれこれ言うつもりはないのですが、基本的に町が建てた公共施設

は町民のためのものであって、基本的には町民が利用するのが一般的だと考えています。

その時に、基本方針で設定するのに、あえて誰が使っても同じ料金、それは理想なのかもしれませんが、果たしてそれで町外からの利用が増えた場合、町民が納得するのかという思いは持っています。

(加藤会長)

その辺も事務局として検討されるということによろしいでしょうか。

(政策推進課長)

今のところ、ご意見としてはいただいたというかたちにはなりますが、事務局としては基本方針(案)のこの方法で、あくまでも算定の方についてはルール化していきたいと考えております。

(國安委員)

資料の6番の大きな表で、各施設の色々な団体の減免率が載っているのですが、これは今現在の数字であって、これが改定されるということでしょうか。

(政策推進課長)

この表の上の部分につきまして、今現在の減免の基準ということで、実は表の上に減免基準というのがございまして、その下に町長等が認めるときと記載があると思いますが、本来、基本的には町民の皆様方から料金徴収するということにはなっているのですが、こうした町長が認めるときとして、例えば各種団体については10割減免などしますということで運用をしているところではあるのですが、今回の基本方針の見直しによりまして、こちらについては一番下のところにあるとおり、団体等の利用におきまして、先ほどの資料1の概要の1頁目の4番にあるのですが、今回はこれを整理・統一化しまして、(1)から(3)、この3つの場合のみ減免をするということで設定をさせていただいたところであります。

(國安委員)

ということは、文化団体も有料になるということですか。

(政策推進課長)

今の整理では、そのようなかたちになっております。

(國安委員)

それともう一点よろしいでしょうか。

先ほど1時間当たりの各会場の使用料金が出たのですが、施設によっては、例えば午前の部、午後の部、夜の部というように大きく分かれていて、例えば午後の部4時間というようになるのですが、その場合は4時間分という徴収に、そのうち2時間だけとか、そういうことではなくて、あくまでも1時間料金単価×夜の部4時間だから、1時間しか使わなくても4時間分という枠組みになるのでしょうか。

(政策推進課長)

今回の設定は、確かに今委員がおっしゃたように、今の施設は午前の部、午後の部そういった区分となっておりまして、例えば午前3時間だった時に、2時間しか使わなくても、1時間しか使わなくても、3時間使っても同じ料金設定となっております。そうすると、実は今まで運用している中で、町民の皆様方からのお声としまして、例えば団体で午前使いますという予約が入ったとして、その団体が3時間のうち1時間しか使わなくても予約が入っている以上、次の団体が借りることができない、というかたちになってしまっているため、そこについては1時間単位での受け付けを設定することで、よりきめ細かいかたちで予約の受けができるということとなっております。

今委員がおっしゃたような、1時間単位の設定だけど4時間分でお金を取ることはなく、今回につきましては、使った分だけの料金をいただくということなので、例えば午前の部で1時間使えば1時間分だけの料金を徴収することになります。

もう一つお声があったのが、午前の部、午後の部と分けると、午前から午後に跨って使いたいという方がいた場合に、それも午前、午後両方の料金を満額で払っていただくようなかたちに今まではなっていたのですが、それらにつきましても、午前から午後に跨ったとしても、使った時間分だけを徴収しますよというかたちに、今回は設定させていただくということで考えております。

(國安委員)

凄く細かなことを聞くのですが、その時間単位というのは、例えば午後の部1時から3時までの、この1時間単位のところですか。例えば1時半から2時半まで使用した場合は、

(政策推進課長)

あくまでも、今まであった午前の部、午後の部そういったくくり自体がなくなるということです。

ですので、使う分、例えば9時から夜の10時まで開いている施設だとすれば、その中の時間でご自分たちで利用したい時間を予約していただいて、そこに空きがあればその時間で利用していただいて構わないということになります。例えば、1時半から2時半までの1時間使いたいですといった場合、そこが空いていればその時間帯で利用することはできるということになります。

(國安委員)

変な言い方ですけども、そういった半端なところから予約できるということですね。

(政策推進課長)

そういったかたちとさせていただきます。

(杉山委員)

見直しの適用範囲の中で、今回の見直しの対象外というところにパークゴルフ場の個人利用を含むと書かれておりますが、管内のパークゴルフ場で有料のところがあると思うのですが、パークゴルフ場の維持管理のために、ずっと無料で良いのかなという心配が一点。

それと、概要ところの個人利用にかかる減免基準の中で、障がいのある者が利用する場合無料となっておりますが、障がいというのは、何か手帳を示してということになると思うのですが、身体障害と精神障害とかも含まれているのでしょうか。

(政策推進課長)

パークゴルフの関係だったのですけれども、確かに他町村によっては利用料を取っている施設もございます。

そうした時に、やはり利用料を取るということは、徴収する管理人的な者を置かなければいけないということで、今色々パークゴルフ場がありますが、そこに常駐する人を置いて、それで実際に使われる方に対して接しお金を徴収するかたちになるのですけれども、それにしても、実はパークゴルフ場に柵がないものですから、どこからでも入ってこれるような状況であるた

め、結局、人の管理がほぼできないだろうと、これをやるとすれば柵を張り巡らせて、一か所から入る出入口を作るといようなことをするだとか、こういったかたちになっていくのかなと思っておりますので、今回、ここには個人利用についてはパークゴルフ場については料金を取らないと記載させていただいているわけですが、そのようなかたちで、コストの面を考えると徴収の方が経済的に無駄が出てくるのではないかといったこともありまして、このような設定とさせていただいたところであります。

もう一つの障がい者の関係だったのでけれども、こちらにつきましては基本方針(案)の9頁にありますとおり、障害者基本法に第24条経済的負担の軽減という規定がありまして、こちらの中で国及び地方公共団体は障害者及び障害者を扶養するものの経済的負担の軽減を図り、または障害者の自立の促進を図るため、税制上の措置、公共的施設の利用料等の減免その他必要な施策を講じなければならないということでありまして、この障害者基本法に該当する障がいの方につきましては、すべてこの規定を適用するというように考えております。

ですので、身体ですとか、精神ですとか、それらを含めてのかたちで考えております。

(宮本委員)

パークゴルフの料金の話が出ましたが、これはコストの面からの町の姿勢なんですか。

それとも町の政策といいますか、町のパークゴルフに対しての料金のあり方が反映していると考えていいのでしょうか。

(政策推進課長)

基本的には、まずこの基本方針(案)を内部で作成するに当たっては、全ての施設において組上に載せましょうと、パークゴルフ場だけは特別ですとか、そういったかたちはしないで、全ての施設について組上に載せた中で、どうしていくかと検討したところであるのですが、そういった中でコストの面も当然あって、お話をさせていただいたところなのですが、委員がおっしゃるとおり、本町はパークゴルフ発祥の地ということで、当然そういったこともありますので、普及啓発そういったことにも当然町としては力を入れていかなければならないと考えておりますので、その辺を加味した中で今回の設定をさせていただきました。

(國安委員)

団体なんですけれども、ボランティア団体で社会福祉協議会に登録している団体、これはOKなのだろうと思いますが、社会福祉協議会に登録していない団体といいますか、でも中身的

には福祉関係の活動をしている団体というのは、やはり社会福祉協議会の団体に加盟をしたりしなければなりませんでしょうか。

(政策推進課長)

今の関係だったのですけれども、実は先ほどの概要にも載っているとおり、減額・免除基準の整理・統一化の中で、こちらの方に記載のある内容のみ減額・免除ということで、今のところ基本方針(案)を考えているところでありますので、実はこちらに載っていないものにつきましては、すべて受益者負担の原則というところから、ご負担をいただく、徴収するというところで考えております。

ですので、今委員がおっしゃいましたボランティア団体ですとか、それが社協の方に登録しているかしていないかというお話があったと思いますが、実は今の段階では事務局の方で設定しているものとしましては、登録あるなしに関わらずそういった団体につきましても使用料の方を負担していただくことで考えております。

(高橋委員)

社会福祉協議会の理事会、評議員会で、現在、保健福祉センターの会議室を使わせてもらっております。

これにも料金がかかるということでしょうか。

ふれあい広場なども社協が主催で開催しておりますけれども、もちろん町の後援もいただいておりますが、これにも料金がかかるという考えでよろしいですか。

(政策推進課長)

社協の方で総会等開く場合で、保健福祉センターを活用する場合につきましても、今の基本方針(案)としましては、料金をご負担いただくとなっております。

ふれあい広場などにつきましても、概要の方の団体利用にかかる基準というところで、町が自ら使用する場合、あとは町が共催する行事のために使用する場合、いわゆる町が主催、主体となってやるものにつきましては免除の適用にはなっているのですが、それ以外の後援ですとか協賛につきましても、これからこの基本方針(案)の中では使用料を負担していただくと、今のところ考えております。

(加藤会長)

高橋委員、よろしいでしょうか。

(高橋委員)

ただの確認です。

納得したわけではないです。

(政策推進課長)

それで、実際に具体的に例えば施設でどのくらいの使用料になるのか、ということが皆様の方で今見えない中での話なので、負担が大きく増えてしまうのではないかなという懸念もあるのかなと思うのですが、今度の第2回の会議、これまでは事務局の方で前年度の決算額を基に原価を算出しまして、それを基に各施設ごと各部屋ごとの新料金について、皆様方にご提示をさせていただきたいと考えております。

わかりやすいように、今現在の料金と、新料金というかたちで比較をした中で、どのくらい上がります下がりますということの提示をさせていただきたいと思っておりますので、それを見た中でまた今のような意見というのは出てくるのかなと思うのですが、また皆様の中でご審議していただければと考えております。

今、まだ仮の試算なので、全体の提示はできないのですが、概ね現行料金からは下がるかというかたちとなっております。

それが、負担が減ったから良いのか悪いのかという話にも当然なるのかなと思うのですが、今後、第2回の中でそういったかたちで提示させていただき、また皆様方のご意見等いただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(浦島委員)

パークゴルフについて、何人の方から料金のことについて意見が出たのですが、私、幕別町にきて20年目になるのですが、実はきた時に用事があってはらっぱ36のパークゴルフ場に行ったのですが、夕方5時過ぎ、そこから出た車が全部右へ曲がって行って、なかなか帯広方面に行けないわけですよ。

ということは、帯広からかなりの数がきてますね、料金が無料ですから。

帯広市内の場合は、確か料金がかかっているところがたくさんあると思います。

町民の方にパークゴルフ場を使っていただくのは全然不満はないのですが、私が納めた住民税を、なぜ他町村の人に使われないとならないのか、まずここへきたときの不満でした。



先ほど徴収するコストに合わないと言っていました、それは当然だと思います。

私のお願いというか意見といいますか、町民の方が使っていただくには無料でも構わないのですが、町外の方からなんとか料金をいただく方法を全員で考えて、良い方法を模索しても良いのではないかと思います。

私が考えたのは、例えば1シーズン千円でも良いですから、毎日のように通ってくる方もいると思います。

高い料金は無理なのですけれども、例えば1シーズン500円だとか、1シーズン千円だとか、シーズン券みたいなものを発行しまして、それを買って利用してもらう、たまにチェックが入りますよくらいの感じで、性善説に基づいて本当に心ある人に料金を払ってもらおうということも考えても良いのではないかと常々思っております。

本当に、次世代のために1円でも10円でも100円でも、やはりコストを負担していくべきではないかということを常々考えております。

(企画総務部長)

貴重な意見ありがとうございました。

同様な意見を、他の町民の方からもいただいております、庁内でもこの件については大分議論しております。

先ほど、課長からの説明にもありましたとおり、本来取るべきだろう、というのは他の施設は基本的に取る仕組みになっております。

これは今回の使用料の議論を始めたときからぶれずに、基本的には負担していただきましょう、そして減免についても限定的にしていきたいと思います、というところからスタートしまして、どのような仕組み作りをすれば良いのか議論してまいりました。

パークゴルフについては、なかなか本当に今お話がありましたように、確かにシーズン券を作るだとか、色々な話があったのですが、実際どういうかたちにしても確認行為が必要になってきます。

それに対するコストを誰が負担するのかということも、一方では考えなければならない。

やはり、コストがかかるということは、町民の税金を使ってコストをかけておりますから、それにまかり合うくらいの管理ができないと、これはなかなか難しいだろうと。

ただ、団体については、基本団体利用も結構パークゴルフ場というのはやられておりまして、観光バスがきて団体利用することもあるのですが、そこについては、基本的には予約をしていただくということになりますので、そこは取る仕組みを考えております。

ただ、個人までは管理面においてなかなか難しいと、どこからでも入ってこれますし、必ず第1ホールから皆さんやっていただけるなら良いのですが、9番ホールから入ってきたり、5番ホールから入ってきたりと、どこからでも入ってこれる。

すると、ちゃんと払っている人とどうやって見分けるか、その難しさが最後までありまして、なかなかパークゴルフ場は町内に14か所あるのですが、そこから料金を取るのは技術的にコスト面も含めて難しいだろうという判断に至ったということでございます。

継続してこの問題については検討はしてまいりますけれども、今回の見直しにおいてはそのようなことで適用除外とさせていただいているところでございます。

(加藤会長)

その他にご意見はありませんか。

なければ、議案第3号について、本日の審議はこのあたりで終了したいと思います。

委員の皆さんは、次回審議会まで、さらに資料に目を通しておいていただきたいと思います。

次に、次第5のスケジュール等について、事務局より説明をお願いいたします。

(政策推進課長)

私の方から、今後のスケジュール等についてご説明させていただきます。

資料10をご覧くださいませでしょうか。

上から令和元年度、令和2年度、令和3年度、令和4年度ということで、4つの表のくくりとなっております。今現在が令和2年度でありまして、その中の令和3年1月29日、本日なのですがここで第1回使用料等審議会を開催しております。審議会へ町長の方から諮問をさせていただいたというところであります。

それ以降ですが、令和3年3月4日で第2回使用料等審議会ということで、それ以降、3月下旬にかけて第3回、第4回ということで、この使用料等審議会につきましては、合計で4回ほど開催するというところで今のところ考えております。

この4回で審議会としての審議内容を固めていただきまして、諮問に対する答申の案というのを、この会で決めていただくこととなっております。

その答申の案を令和3年3月31日に、使用料等審議会から町長の方へ答申をするというスケジュールとなっております。

それをもちまして、今度令和3年度になりますと、実際に使用料の改正を行っていかねばなりません。

それにつきましては条例の改正というのが出てきますので、9月上旬ということで、議会でございますと9月の定例会において料金が改正になる施設についての条例改正の提案を行って、議会の方で議決をいただきましたら、それをもって令和4年4月1日からその条例の施行をする、新料金での適用をするということとなっておりますので、この9月上旬の議会の議決以降、4月1日までの半年間、こちらをかけて町民や関係団体の皆様方に対して周知の方を行っていきたくと考えております。

以上が今後のスケジュールとなっております。

続きまして、令和2年度の表のところに、2月9日から28日までパブリックコメントの実施と記載させていただいているのですけれども、こちらについてもご説明させていただきます。

今度は資料11をご覧くださいませでしょうか。

こちらは広報2月号の記事を抜粋したものとなっております、2月1日に皆様の各戸に配られるというものとなっております。

こちら、一番下に太枠でくくってあるところがあると思いますが、こちらに記載のとおり、本日ご審議いただき、これからも審議いただくことになるのですが、幕別町使用料・手数料の見直しに関する基本方針(案)につきまして、広く町内の皆様からご意見をいただくために、意見の募集期間としまして2月9日から2月28日の期間において、パブリックコメントを実施するというところで予定しております。

なお、資料の閲覧場所につきましては、こちらに記載のとおりとなっております。

これでパブリックコメントを実際に実施して、2月28日までにご意見等いただきましたら、その意見等を踏まえまして、また次回の審議会の方で内容等につきましてご報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

(加藤会長)

最後に、次第6のその他について、事務局より説明をお願いいたします。

(政策推進課長)

次回の日程等についてお話をさせていただきますけれども、次回の第2回審議会の日程につきましては、3月4日、木曜日、場所につきましては本日と同じこちらの会議室での開催を予定しております。

なお、開会時刻につきまして、本日は夜7時からということで開催させていただきましたが、

2回目以降につきましては、委員の皆様のご都合よい時刻を、この場でご意見等いただければと考えております。

以上でございます。

(加藤会長)

事務局の方から説明がありました。

令和3年3月4日、木曜日、会場はこちらの会議室ということでしたが、開会時刻につきましては、事務局より委員の都合のよい時刻との説明がありました。

本日のような夜間の開催、または日中の開催など、ご希望のある方はおりませんか。

(高橋委員)

会場ですけど、札内の方も忠類の方もいらっしゃるの、今日みたいな大雪の時、私は町内で近いから良いですが、札内とか忠類の方は大変だと思うのですよ。

3月ですとまだ雪も降りますし、会場は4回やるのでしたら、それぞれ会場を変えてみてはいかがでしょうか。

(加藤会長)

高橋委員から会場を変えてみてはどうか、時間的にはどうですか。

(高橋委員)

時間は私はどちらにしてもありますから良いですから。

札内の方で、もしご意見があれば言ってもらった方が、札内に会場がないわけでもないのですから。

札内で開けない理由があるのであれば、それは仕方ありませんが。

こう見たら半分以上が札内の方ですし。

(政策推進課長)

今いただきました意見、確かに札内の方が多いいのかなと思いますが、ちょっと忠類につきましては、この15名のうち2名とのことなので、忠類地区で第3回を開催しようとは、なかなか難しいのかなとは思いますが、札内地区につきましては、事務局の方でも会場さえ設定できれば何の問題もなく開催することはできますので、第2回につきましては札内のコ

ミプラの方で開催するだとか、そういったことについては十分対応させていただきたいと考えております。

ですので、例えば時間の設定がまた日中、夜間という話をさせていただいておりますが、時間については今回のとおり夜間で良いですよ、といったお話であれば3月4日の夜間の7時から札内地区のコミプラでということの設定するということは問題ないかなとは思っております。

施設の空き状況などもわからないものですから、今日これについては持ち帰らせていただきまして、改めて後日、こちらで検討した結果を皆様方へフィードバックさせていただきたいと思っております。

(加藤会長)

事務局から説明がありましたとおり、後ほど、会議の場所と時間帯を事務局の方で管理、報告していただきたいと思っております。

(宮本委員)

会場はそのとおりかなと思えますけれども、時間は決めるべきではないでしょうか。

ということは、昼の仕事中か、仕事をされている方はお昼は大体出れないだろうと想定の下、夜の方が私は良いのかなと思えますが、だから時間だけは決めた方が良いと思えます。

(杉山委員)

同じく、昼間の開催であれば全日程決めていただかないと、仕事を休まなければならないので、できれば夜間でしたら私は都合が付けやすいのですが、いかがでしょうか。

(加藤会長)

杉山委員の方から、夜間の方が良いのではないかという意見がありました。

(政策推進課長)

他の委員の皆様は、今日みたいな夜間、7時からということで問題ないでしょうか。

(山田委員)

仕事の関係で申し訳ないのですが、5時以降だと助かります。

(政策推進課長)

そうでしたら、今日と同じ7時という設定で問題ないでしょうか。

委員の皆様からご意見いただきまして、日中よりは夜間の方がということですので、第2回目以降につきましても、時間については7時開催ということで、場所についてこちらの方で設定した中で、ご連絡差し上げるということで構いませんでしょうか。

そうでしたら、場所につきましては、後日ご連絡させていただきたいと思いますので、次回につきましては3月4日、木曜日の午後7時から、会場については札内になるか幕別になるかは、後ほどご連絡させていただくということで、よろしく願いいたします。

(加藤会長)

それでは、日にちは3月4日、これで良いですね。

場所の設定は、札内の会場が空いてるかどうかということで、決めさせていただきます。

以上をもちまして、本日の会議はこれで終了いたしたいと思います。大変お疲れ様でした。